

平成22年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (ポイント)

平成23年6月1日
公正取引委員会

□ 排除措置命令は12件

入札談合	4件	官製談合1件を含む
価格カルテル	6件	—
優越的地位の濫用	1件	—
拘束条件付取引	1件	—

□ 課徴金額は約720億円（過去最高額）

- そのうち、平成21年度以前に排除措置を命じ、その後審判手続を経て行われた課徴金の納付を命ずる審決を除くと、約362億円
- 一事業者当たりの課徴金額は、約4億6000万円（過去最高額）

□ 価格カルテル・入札談合を排除して消費者利益を保護

- 法的措置10件の市場規模は、約3600億円
- 国民生活に密接な関連を有する分野も対象
- 発注者自らが国民の利益を阻害する官製談合も対象
(青森市入札談合事件)

国民生活に密接な関連を有する分野 (例)	国民生活との関連 (例)
光ファイバケーブル	インターネット
電線	工場・ビル・家屋の建物内部の配線
シャッター	住宅車庫、店舗・ビルの出入口
土木工事	道路整備、河川改修

□ 課徴金減免制度導入後（平成18年1月以降）

→ 課徴金減免制度は順調に定着

年度	17	18	19	20	21	22	合計
申請件数	26	79	74	85	85	131	480

□ 課徴金減免申請内容は、価格カルテル・入札談合事件における有力な情報源

年度		17	18	19	20	21	22	合計
価格カルテル・ 入札談合等の 事件数		17	9	20	11	22	10	89
	課徴金減免制度 の適用が公表さ れた事件数	0	6	16	8	21	7	58
	課徴金減免制度 の適用が公表さ れた事業者数	0	16	37	21	50	10	134

注) 平成17年度は、平成18年1月4日から同年3月末日まで

□ 課徴金減免制度導入後（平成18年1月以降）

→ 価格カルテル事件の規模が大型化

□ 市場規模の大きな分野における価格カルテルに対して法的措置

主な分野	市場規模 (1年間)	年度
溶融亜鉛めっき鋼板	1900億円	21
電線	1778億円	22
塩化ビニル管	1476億円	20
光ファイバケーブル	473億円	22

□ 消費者による価格比較の機会を確保

- ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)に対して排除措置命令
(平成22年12月)
- コンタクトレンズの取引先小売業者に対しインターネット等における販売価格の表示を行わせないようにした
- 取引先小売業者間の価格競争が回避され、
消費者にとっての価格比較の機会が著しく失われた

□ 違反行為が認められた場合は**厳正に対処**

- 不当な返品及び納入業者の従業員等の不当使用をしたロイヤルホームセンター(株)に排除措置命令(平成22年7月)

□ 中小事業者等に**不当に不利益を与える行為を未然防止**

- 「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置(平成21年11月)
- 効率的かつ効果的に調査
- 問題のみられた大規模小売業者等に注意

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
注意件数	8件	22件	55件

□ 中小事業者等に不当に不利益を与える行為を未然防止

- 原則2か月以内に調査することを目標とし、
不利益が実際に生じる前に、
問題のみられた事業者に注意

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
酒類	795	700	1, 028
石油製品	430	956	714
家電製品	2, 364	1, 425	856
その他	65	144	102
合計	3, 654	3, 225	2, 700